

令和2年12月16日

午前10時00分開会

1 議事日程

- 第 1 議案第57号 益城町町道の路線認定に伴う承諾について
- 第 2 議案第58号 御船町スポーツセンターの指定管理者の指定について
- 第 3 議案第59号 御船町町民グラウンドの指定管理者の指定について
- 第 4 議案第60号 御船町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について
- 第 5 議案第61号 御船町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第62号 御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第63号 御船町コミュニティーセンター「ひばり荘」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第64号 御船町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第65号 御船町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第66号 御船町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第67号 令和2年度御船町一般会計補正予算（第11号）について
- 第12 議案第68号 令和2年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第13 議案第69号 令和2年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について
- 第14 議案第70号 令和2年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第15 議案第71号 令和2年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

第16 議案第72号 令和2年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第3号）について

第17 発議第 3号 御船町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

第18 陳情第 5号 教職員定数の改善並びに義務教育及び新型コロナウイルス感染症対応に係る確実な財源保障等に関する意見書提出の要請について

2 出席議員は次のとおりである（13人）

| | |
|-------------|-------------|
| 1番 中城 峯雄 君 | 2番 井藤 はづき 君 |
| 3番 宮川 一幸 君 | 4番 福本 悟 君 |
| 6番 増田 安至 君 | 7番 森田 優二 君 |
| 8番 岩永 宏介 君 | 9番 福永 啓 君 |
| 10番 田上 忍 君 | 11番 藤川 博和 君 |
| 12番 清水 聖 君 | 13番 井本 昭光 君 |
| 14番 池田 浩二 君 | |

3 欠席議員（1人）

5番 田上 英司 君

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 本田 隆裕 君

5 説明のため出席した者の職氏名（20人）

| | |
|----------------|-------------------|
| 町 長 藤木 正幸 君 | 副 町 長 野中 眞治 君 |
| 教 育 長 本田 恵典 君 | 総 務 課 長 藤野 浩之 君 |
| 企画財政課長 坂本 幸喜 君 | 税務課課税係長 福田 拓馬 君 |
| 税務課徴収係長 村本 陽 君 | 町民保険課長 宮崎 尚文 君 |
| 福祉課 長 西橋 静香 君 | こども未来課長 田中 智徳 君 |
| 復興課 長 島田 誠也 君 | 健康づくり支援課長 作田 豊明 君 |
| 農業振興課長 井上 辰弥 君 | 商工観光課長 鶴野 修一 君 |

建設課長 野口 壮一 君 環境保全課長 緒方 良成 君
会計管理者 上村 清美 君 学校教育課長 西本 和美 君
社会教育課長 沖 勝久 君 監査委員 吉川 勲 君

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） ただ今から、本日の会議を開きます。

本日は、5番、田上英司君より欠席の届出がっております。

日程に先立ち、野口建設課長の発言を許します。

○建設課長（野口壮一君） 昨日、森田議員の一般質問に対する答弁に誤りがありましたので訂正をさせていただきます。

現場代理人のほかの現場との兼務件数についてです。質問で、現場代理人は幾つまで工事現場を担当することができるのか、に対し、熊本県からの取り扱いで、2件となっていると答えた後の答弁で、小規模な700万円未満の工事については3件まで兼務できると答弁しましたが、正しくは専任の主任技術者を置かない小規模な工事のみを施工する場合、請負金額の合計額が税込み7,000万円未満までの3件以内の工事を兼務できる、が正しい取り扱いとなっております。大変御迷惑をおかけしました。訂正しお詫びを申し上げます。

○議長（池田浩二君） 森田君、よろしいですか。

○7番（森田優二君） 今のところをもう一度、要は3件までというのは合計の7,000万円以下になれば3件までいいということで理解していいんですか。2件までのはもう全然、昨日の答弁でもあったように、いくらでもいいということですね。ほかに制約は付いていませんか。

○建設課長（野口壮一君） 最初のほうの専任技術者を置かない小規模な工事については、7,000万円までの3件以内ということになっております。それから、あとの分については、熊本県の取り扱いの通知の2件については、金額の上限というのは別段規定はしてありません。

○議長（池田浩二君） 続いて、坂本企画財政課長の発言を許します。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 私から、昨日、田上英司議員からの一般質問におきまして、一部訂正させていただきます。

田上英司議員からの質問、交付金返還までの経緯の中におきまして、平成22年4月7日

に町は議会へ補助金返還の補正予算を上程、「可決」と申し上げましたが、「否決」の誤りでした。訂正させてお詫び申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第57号 益城町町道の路線認定に伴う承諾について

○議長（池田浩二君） 日程第1、議案第57号、「益城町町道の路線認定に伴う承諾について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（福永 啓君） 何点か御質問いたします。まず、この場所なのですが、所有者は誰で、今現在はどうのような扱いになっているのでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

資料1の12ページ、地図が載っておりますけれども、今回の承認につきましては、ちょうど行政区域、ラインが入っております。ここが御船町の区域となっております、その両脇が益城町の管理道路、いわゆるマミコウロードという形になっております。今回の議案につきましては、1路線として益城町で町道認定を行って管理を行うというもので上がっているものでありまして、真ん中の路線につきましては、御船町の路線となっております。

○9番（福永 啓君） 御船町は今、地域創生事業で一部マミコウロードの拡張等を検討し、その部分に関しては、農道として扱っていくというお話がございました。それ以外の部分なのですが、前とか後ろとか、マミコウロードの中で、同じようにいまだ農道となっている部分というか、全部まだ農道ですから、農道となっている部分があると思います。毎回から御質問していたんですよ、道路でここはある意味幹線道路的に使われ方をしているので、農道のままでは地方交付税の算定根拠にも入ってくるのは少ないですし、道路を管理する側としても、これは不適當ではないかという中で、そこだけは補助金を取って地方創生をするからやっているんですという話がありましたが、それ以外の部分に関して、今のところもそうです。それから、さっきからの曲がる部分とかもそうです。そして明和建設から先のほうもそうですけど。その部分に関しては、やはりこのように他町村に合わせて早急に町道化する必要があるかなと前から主張しておりましたが、そのあたりは課長、いかがでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

福永議員御指摘のとおり、国道445号線の入り口から町道栗山線2号、虹の大橋手前ま

では、地方創生道整備交付金で令和5年度まで、保全対策による改良を行う計画として
います。そのほかの2路線につきましては、今回の議案提出または甲佐町も町道認定をされ
ていますということで、12月4日、町長、農業振興課、建設課、企画財政課で協議を行っ
ております。その中で、まずは滝尾地区の滝尾橋から甲佐町との町境区間1,312メートルと、
上野地区の町道栗山線2号、虹の大橋手前の交差点から座女木大橋までの区間3,476メー
トルを、令和3年、来年の3月議会に町道編入認定の議案として提出する予定で、これから
事務を進めてまいります、というところです。

○議長（池田浩二君） 宮川君、よろしいですか。

○3番（宮川一幸君） はい。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第57号、「益城町町道の路線認定に伴う承諾について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第58号 御船町スポーツセンターの指定管理者の指定について

○議長（池田浩二君） 日程第2、議案第58号、「御船町スポーツセンターの指定管理者の指定  
について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○3番（宮川一幸君） 1点についてお伺いします。スポーツセンターの指定管理については、  
再々指定という形で、運営については、この共同企業体には別段何も、地震のときも大変  
いろいろ事業的にされていますが、町としてスポーツセンターを指定管理に出すのに、ス  
ポーツセンターが平成7年からオープンしまして、大体25年ぐらい経っているかと思いま

す。その中で、スポーツセンターの中には備品等、アリーナではバスケットの器具とか、結局25年も経ってしまして大分老朽化しています。ああいったのを購入するには何千万円という予算がかかります。あと、プールについても、ああいった水関係を扱う施設については、濾過器とか暖房器具とかいろいろ器具も付いています。そういったのを指定管理に出す中において、今後改修等が多分見込まれてくると思いますが、そういったのについて、何か計画を立てられているのでしょうか。お伺いをいたします。

○社会教育課長（沖 勝久君） お答えします。

議員御指摘のとおり、スポーツセンターは開館からもう25年近く経過しております。また、建物だけでなく機械や電気設備、おっしゃるとおり備品も老朽化してきています。今年度、放送設備とアリーナ内の監視カメラにつきましては、コロナ対策の臨時交付金によりよくすることができました。突発的な故障については、その都度対応していくこととなりますが、当然計画を立てながら、また有利な財源を活用して、今後も老朽化については対応していきたいと考えております。

○3番（宮川一幸君） 特にプールについては、濾過器とかそういったのが何回か故障したとか、ポンプももう大分動いてないとかいう形でお話を聞いたこともありました。プール等は毎日の来館者数が一番、お客さんが集客する施設と思いますので、そういったことについては、多分この共同企業体から要望等は出てくるかと思いますが、町の計画を立てながら、スムーズに運営ができるような形で町も御検討をよろしくお願いします。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第58号、「御船町スポーツセンターの指定管理者の指定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第59号 御船町町民グラウンドの指定管理者の指定について

○議長（池田浩二君） 日程第3、議案第59号、「御船町町民グラウンドの指定管理者の指定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第59号、「御船町町民グラウンドの指定管理者の指定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第4 議案第60号 御船町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第4、議案第60号、「御船町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第60号、「御船町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制

定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第61号 御船町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第5、議案第61号、「御船町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○1番（中城峯雄君） この土地改良事業施行評価換地委員会、この仕事の内容をもう少し説明してください。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

こちらにつきましては、今年4月に事業採択を受けました第2上益城中央区中山間総合整備事業、いわゆる区画整理事業に係る換地委員会の設立ということで、換地委員会についての業務につきましては、土地区画整理事業における工事の事業により圃場の区画が変更されるため、事業前の土地、従前地といいますけれども、従前地に代わるべき工事後の土地を定める必要があります。また、この行為または工事後の土地を換地といい、換地を実施する範囲を換地区といいます。ごとに換地委員会を設立し、委員会において換地計画を決定することとなっております。

ということで、今年度、釜出の堤ノ本工区と浅の藪の樺迫工区が事業着手いたしますが、その中で換地委員会、塔ノ本地区においては6名、樺迫地区においては10名の換地委員を設置いたしまして、いわゆる区画整理内の圃場の調整を行う期間という形で、6日間今年度会議を開催することとなっております。

○1番（中城峯雄君） 区画整理をしますよね。そして、なかなか難しいと思いますけれども、それを中立の立場の人が公平・公正に「あなたのところはこの辺にあったけん、この辺に集めよう」とかいうことで、その評価換地をされる方たちですね。はい、わかりました。

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第61号、「御船町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第62号 御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第6、議案第62号、「御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第62号、「御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第63号 御船町コミュニティーセンター『ひばり荘』設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第7、議案第63号、「御船町コミュニティーセンター『ひばり荘』

設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○11番（藤川博和君） この「ひばり荘」の分室を設置する目的は何ですか。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

御船町に居住する住民に対し、健康の保持増進を図り、また高齢者及び身体障がい者等に対し、その機能回復、残存能力の開発及び利用者相互間の親睦を図るために「ひばり荘」を設置されていますが、滝川住宅の跡に残るみんなの家をこの「ひばり荘」の分室として置くことを目的とします。

○11番（藤川博和君） 滝川地区というのは、その校区はどこどこがありますか。

○福祉課長（西橋静香君） ひばり荘の分室としては、校区を対象とするものではなく、御船町全体の方が利用する施設となります。

○11番（藤川博和君） 今課長の言われたとおりですと、なぜ分室が必要なのかがわかりません。ひばり荘自体で全体を把握するしこの、あれは範囲があるとでしょう。滝川地区のを分室とするその目的です。滝川地区だけを主体とするのではなくて、御船地区を主体とするとですか。

○福祉課長（西橋静香君） 熊本地震後に町内の仮設団地内にみんなの家が建設されました。このみんなの家の利活用の検討の結果、ひばり荘の分室として位置づけることとなりました。

○11番（藤川博和君） 今仮設住宅に建っているみんなの家です、これは自治体とすればどういう立場になりますか。要は、牛ヶ瀬地区の公民館的役目ですか、それともその仮設住宅だけの集会所のような役目ですか、どちらですか。

○復興課長（島田誠也君） みんなの家の利活用の所管をしております復興課から回答させていただきます。

現在の滝川みんなの家につきましては、まだ滝川仮設団地のみんなの家としての機能を有しております。今後、ひばり荘の分室として利活用していくということになります。

○11番（藤川博和君） というと、ひばり荘は社会福祉団体になるんですね、協会の。滝川分室がひばり荘の分室になれば、その運用は社会福祉協議会から運用されるんですか、運営です。

○福祉課長（西橋静香君） 現在、ひばり荘は社会福祉協議会に指定管理をしていただいております。

りますので、ひばり荘の分室となると、社会福祉協議会にその指定管理をしていただくことを予定しております。

○11番（藤川博和君） 今、予定とされると言われたけれども、それを分室にした場合は、運用する場合には、社会福祉協議会から常駐の職員を設置されるんですか。

○福祉課長（西橋静香君） 貸部屋としての運用を考えておりますので、常駐は考えていませんが、その運営については今協議をしているところです。

○11番（藤川博和君） 今、滝川地区となりましたけど、今度は上辺田見にも新しく公民館を造りました。そうすると、今言えば、御船地区は御船のひばり荘ですね。滝川校区は滝川としてのひばり荘、すると御船は3つの校区がありますから、だから辺田見の上辺田見の公民館を、例えばひばり荘のコミュニティーセンターの分室として条例として許可を受ける可能性はありますか。

○福祉課長（西橋静香君） 今回は、仮設団地内に建てられたみんなの家の利活用を検討した結果、ひばり荘の分室として使用することを考えております。

○11番（藤川博和君） 仮設住宅を主体としたひばり荘ですか。滝川地区の住民を対象としたひばり荘の分室ですか。

○福祉課長（西橋静香君） 仮設団地に建てられていたみんなの家、この利活用の方法として、この滝川のみんなの家をひばり荘の分室として使用するという事です。

○11番（藤川博和君） 今課長の言われたとおり理解すると、仮設住宅のためのひばり荘のような受け方をするとです。大体ひばり荘の役目というのは、さっき言われたように、社会教育会議のみんなの福祉に、サロンとか、そのための大体ひばり荘の役目でしょう。だから、今言われたように、仮設住宅にあっても、そこで滝川地区なら滝川地区に活用するような分室でなければならないと思いますけれども、それはどうですか。

○福祉課長（西橋静香君） すみません。今回はみんなの家のこの建物をどのように利活用するかという検討の結果、その場所、滝川にあるこのみんなの家については、ひばり荘の分室として使うということで、広く町民のためにすべての人が利用できる施設として使用するということを考えております。

○町長（藤木正幸君） 私から、ひばり荘の利活用検討委員会の中身について、なぜなったかというところを御説明したいと思います。検討委員会の中で、滝川みんなの家があります。そこをどう利活用するかの中において、現在、社会福祉協議会ひばり荘の中に事務所を構

えておりますけれども、福祉事業が増大する中において、あそこが手狭になっているということで、介護予防教室等がなかなか開けない等支障が出てきています。その中において、あそこを介護予防関係とか、いろいろな福祉関係の分室として使っていけば、こちらに今あります、社会福祉協議会の中にありますひばり荘の運営と分室とを一緒にすればよりよい福祉が増進できるということによって、あそこを検討委員会の中でひばり荘の分室という形で残そうということで決まったこととなります。

ということで、町全体、いろいろな福祉事業にあそこは利用させていただきたいと思えます。

○11番（藤川博和君） 今、町長の説明でわかりました。要はひばり荘が今手狭だから、その、ちょっと言うなら、部門をそちらに移転するという意味合いですね。はい、わかりました。

○1番（中城峯雄君） みんなの家というのは、各20戸以上ありますね。今大体何で残すのかというのはわかりましたけれども、それは当然あそこは民地です。だから地権者の同意と、その地域の人で、遠いところからは利用しませんよね。だから、今もサロンとか開催されていると思いますけれども、そういった地域の要望ももちろんあったわけでしょう。

○復興課長（島田誠也君） 議員がおっしゃるとおり、地域の要望もございましたし、現在今サロンを使われている方々もぜひ使いたいという要望はございました。

○1番（中城峯雄君） 例えば、今城のみんなの家、道路沿いにありますね。ここも今支え合いの先生はよく来ていただいて、私も2～3度足を運んでいます。皆さんが今城、滝川、いろいろなサロン活動とか、あそこは非常に御承知のとおりでやっています。だから、あそこも地権者の方は残してよかよと、あの地域の、公民館もありますけど、奥まったところだものですから、あそこは非常に利活用がしやすいということで、そういった希望を私は聞いておりますけれども、まだ検討委員会で検討していただくことはできますか。

○復興課長（島田誠也君） 今城仮設団地については、来年1月ぐらいまで入居の方がおられて、それから解体の手続に入っていくという予定で現在検討を進めているところです。

あちらについても非常にみんなの家を活用したサロン活動、それから団地の集会、コミュニティ活動です、非常に盛んにやっていただいて、民生委員等を中心に活動されて、皆さんの思いも非常に強いみんなの家になっているかということは認識をしているところです。

今回、滝川については、宅地に建っております、非常に何もする必要がなくそのまま使えるというところがひとつ判断の材料にもあったんですが、今城につきましては、農地を造成したところに建っているということ。それから、基礎がコンクリートの基礎ではなくて、木杭の基礎の上にそのまま乗せてあるという状態。それから、仮設と一緒に給排水が一緒になっているものですから、仮設団地を解体した場合に、給排水がなくなるといったところもまだ検討材料としてはございます。

ただ、土地の有効活用ということも含めて、現地で使う方向で当課としては考えておりますので、今後地権者の方の御意見あたりも踏まえながら、庁内で検討していきたいと思っております。

○1番(中城峯雄君) 土地も地権者の方と、あそこの民生委員の方、一緒の方ですけども、その人の意向も踏まえて今申し上げていますので、ぜひ前向きに検討してください。

○10番(田上 忍君) 今までの答弁でおおよそのことはわかったんですけど、もうちょっとじっくりこないで教えてほしいんですが。分室として使うのはわかりました。具体的にはどんなことに使うのか。誰がそこを使えるのか、そこをお願いします。

○福祉課長(西橋静香君) お答えします。

まず、貸部屋として、町民誰もが利用できる施設となります。例えば、サロン活動や会議、趣味の会の活動などに使用していただくこともできます。また、社協に現在委託している身近な相談拠点の場所としても活用していく予定です。

○10番(田上 忍君) わかりました。では実際には、使う場合の申し込みは、今度は社協になるのですか。ひばり荘に行って借用するのですか。

○福祉課長(西橋静香君) 借用については、ひばり荘を通じて貸し借りの管理をしていただくこととなります。

○10番(田上 忍君) そうすると、料金は発生するのですか。そして、料金が発生するとしたらどこに払うのか。それを教えてください。

○福祉課長(西橋静香君) お答えします。

現在のひばり荘の設置及び管理に関する条例の中で、使用料が規定されておりますので、その使用料と同じような金額を払っていただくこととなります。管理、集金とか、そういう領収も社協で行われます。

○8番(岩永宏介君) 大体、今の話はわかったんですが、そうしましたら、今はひばり荘に

については、利用規程等がありますよね。その部分を、例えばこの滝川分室のまた利用規程あたりが今聞いておりましたら、町民の方は誰でも利用できる。そして、いろいろな会議に使えるとか、そういうところでは、新たな中身ではないのかなとも思いますが、利用規程を作られる予定はあるのですか。あるいは、もしくはひばり荘の利用規程で十分カバーできるというものなのか。そのあたりをお願いします。

○福祉課長（西橋静香君） 現在、どういうふうに管理していくかは社協と福祉課で協議をしているところですが、事務所と離れておりますので、その使用の方法やそういうルールは別に定めるほうが必要ではないかと考えております。

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第63号、「御船町コミュニティーセンター『ひばり荘』設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第64号 御船町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第8、議案第64号、「御船町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第64号、「御船町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第65号 御船町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第9、議案第65号、「御船町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第65号、「御船町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第10 議案第66号 御船町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（池田浩二君） 日程第10、議案第66号、「御船町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第66号、「御船町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第67号 令和2年度御船町一般会計補正予算（第11号）について

○議長（池田浩二君） 日程第11、議案第67号、「令和2年度御船町一般会計補正予算（第11号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（福本 悟君） 4点ほど伺わせていただきます。

まずは、歳入で1点、伺います。歳入の予算説明書の5ページになります。今回、歳出の、歳入からの補填ということで、基金の繰り入れ、3種類ほど、減債基金、ふるさと応援基金、熊本地震復興基金ということで、3つの基金が繰り入れされています。繰り入れ後の基金の残高について説明を求めます。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えいたします。

まず、減債基金になります。元年度末の減債基金です。これが2億6,785万9,000円となっておりました。それは、令和2年度中に1億9,411万円取り崩しを行っております。積立金が2万3,000円ということで、今の残は2億4,847万1,000円となっております。

次に、ふるさと応援基金です。令和元年度末の基金残高が5億3,468万2,000円、令和2年度中の取崩額です。これが3億6,126万1,000円にプラス明許繰越分で560万6,000円取り崩しております。積立額が令和2年度が7億2,001万7,000円ということで、残としましては8億8,783万2,000円になります。

最後に平成28年熊本地震復興基金であります。令和元年度末の基金の残高が3億7,816万5,000円、令和2年度の取崩額が、現年度分が7,173万1,000円に、明許繰越で5,007万8,000円、それに事故繰越で576万3,000円を取り崩しております。積立額が414万1,000円を積み立てておりますので、残額が2億5,473万4,000円となります。

○4番（福本 悟君） 了解しました。次、歳出に入ります。予算説明書の5ページになります。交通安全対策費の中の14の工事費ですけれども、今回八勢釜出間にガードレールをとということで、まずはこの要望書が出された時期、それと大体どれくらいの長さについて要望が出されたか、説明を求めます。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

八勢地区の八勢釜出線のガードレールの設置ということになります。これは、要望書は八勢区長から令和元年5月14日にガードレールの設置の要望ということで出ております。また、この路線につきましては、熊本地震の際八勢川沿いの管理道路、一部管理道路、あとはなかなか管理の難しい道路等があつて、ここには農業用また生活用の道路として利用されていたということになります。ただ、地震時落石があつて、今通行止めの状態になっているということで、地元からもこの八勢、開通の見込みがまだ今のところないということで、この町道八勢釜出線が代替道路として利用されております。その危険な箇所がある部分については安全確保のため、今回ガードレールを設置するということになります。延長としては46メートルのガードレール設置ということになります。

○4番（福本 悟君） 今のところの確認なんですけれども、要望が出された時期については、令和2年それとも令和元年の5月でいいですか。

○総務課長（藤野浩之君） 要望書は令和元年5月14日に出されております。

○4番（福本 悟君） 了解しました。令和元年の要望書が今というところですね。わかりました。

次は、35ページになります。同じく工事費の中の、防火水槽に破損が発覚しているということで、今防火水槽の現状はどのようになっていますでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） 万ヶ瀬地区の防火水槽の修理になります。防火水槽の管理につきましては、消防団で管理しております。維持管理という形で。それで、11月、火災予防運動にも入ってございました。その間消防団で点検をしていただきました。そこで、点検したところ、水位が下がっているというところで、また水を消防団で入れていただいて、また

観察をしていただいたということでしたが、再度水位が下がっていく状況があったということで調査をしまして、底盤にクラックがあったということで、そこから漏水をしていたということで、ここは至急補修する必要があるということで、今回補正予算として計上したということになります。

○4番（福本 悟君） 実は、先般町長が地元の会合に出席されて、その際、火災が発生しているということで、気をつけてくださいということで、今回このような工事が出ていますので、この修理が速やかに工事をしていただきたいと思います。

最後になります。いよいよ今回、私の本題の質問になりますけれども、23ページになります。農業振興課の中の、農業費の中の負担金補助及び交付金ということで、デュラム小麦生産者支援事業協議会補助金ということで、金額が30万円ほど、これは当初予算には載っていませんでした。全くの新規事業になります。国の施策によるものか、それとも、要は緊急を伴うのか、私では考えできませんでした。この事業の優先順位といたしますか、緊急性といたしますか、まずはこのデュラム小麦ですが、まだ理解できていませんので、このあたりの経緯について説明をしていただいて、その後、なぜこの年度途中の時期に補正で対応するのか。

それと、最後のこの30万円。30万円という金額が今回出ていますので、先ほどのガードレールについては、令和元年5月の要望が今ということですから。そういうことを聞きますと、当然理解できません。まずは、このデュラム小麦の説明をしていただいて、その後、この金額です。30万円、その協議会の事業費が幾らでこの30万円なのかです。そういった説明を求めたいと思います。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

まず、デュラム小麦がどういうものかということで、簡単に御説明いたします。デュラム小麦につきましては、主にスパゲッティやパスタ、ピザ、パンなどの原料となる小麦です。日本の食生活に大変なじみのある食材ではありますが、雨の多い日本の気候になじまないということで、栽培はほとんどされておらず、統計上の国内自給率はゼロ%となっております。しかし、国内の、国産のデュラム小麦の製粉を求める声は非常に大きく、2016年に西日本農研機構が日本初のデュラム小麦品種を開発し、現在雨の少ない瀬戸内地区で、ごく限られた地域で少量のみ生産されておるとのことです。

これまでの経緯と12月補正計上の理由ということでお答えいたします。まず、これまで

の経緯ですけれども、2年前に初めて町内において0.1ヘクタール、1反ほどのデュラム小麦の試験栽培が行われております。平成30年に九州では恐らく初めての、九州というか、瀬戸内以外では初めてだと思いますけれども、デュラム小麦の収穫がされまして、少量ではありますが、製粉された小麦粉を利用して、町内の飲食店などにパスタ、パン、ピザなどの試作をお願いしております。そして、試食会を開催してございまして、その取り組みにつきましても、農業新聞等でも紹介されています。

令和元年度に試験栽培面積を1.2ヘクタールに広げまして、今年5月には約3トンほどの小麦が収穫されております。試験販売や町内外の飲食店などにサンプル配布できるだけの小麦が製粉されております。そのような状況の中で、これまでの取り組みにより本格的生産の可能性が見えてきたこと、また、事業化に向けた体制整備が整ったことの2つが理由となっております。その中で、国内で開発された品種であれば、雨の少ない、先ほども申し上げましたが、瀬戸内地方だけで今生産されている少量の小麦なんですけれども、九州では無理と言われてございまして、大変難しい栽培技術、また天候に左右される麦ではありますが、2年連続で生産者の方の御努力もあり、成功しているというのがまず1点です。

それと、本格的生産にめどをつけていただくことができたということで、今回9月に製粉した小麦の成分分析を行いました結果、十分商品として活用できるという品質であることが判明しております。また、11月に今年度の作付が約3.5ヘクタール、3戸の農業者の方が作付けされるということを前提に産地化と特産地化を図る目的といたしまして、10月7日に生産者、商工会、観光協会、JA上益城、製粉業者、また上益城地域振興局、町が加わった御船町デュラム小麦生産者事業者協議会を発足し、事業化に向けた体制が整備されたことを踏まえ、今回の補正の予算計上としております。

それと、質問がありました30万円の補助金の内訳になりますけれども、こちらにつきましては、まず委託料ということで22万5,000円、こちらは3戸の栽培農家の方々に対する委託料ということで、7万5,000円の3名分となっております。それと、製粉購入費ということで、6万800円、こちらは市内の大手の製粉会社が初めから御協力いただいております、そちらに製粉をお願いしているわけですが、まず、石挽粉を140キロ、フラワー粉60キロを、こちらで購入いたしまして、まずは町内外の飲食製造業者に試食用のサンプルとして無料で配布いたします。

そして、配布した製粉を活用して、御船産デュラム小麦の品質を評価していただくこと

で、認知度の向上を図りたいということで、購入費を上げております。それと事務費は印鑑代となりますが4,200円、それと通信費、切手代等の1万円で30万円を今回予算計上させていただきます。

なかなか難しい事業とは思いますが、日本でも類を見ない取り組みということで、今回やってみようということで、関係機関も熱い思いがありましたので、今月12月の議会に予算計上しております。

○4番（福本 悟君） 質問は3回までですので、あと2回ほどさせていただきます。

今、課長から30万円の内訳で委託料とか、いろいろ合わせて30万円ということで、これは予算規模自体、30万円の30万円補助金ということでいいですか。予算関係は30万円、すべてが補助金で対応ということでいいですか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

まず、設立したばかりということで、本来であれば会費等の徴収を行う必要があるかと思いますが、先ほど申しましたように発足したばかりでありまして、今年度中に会費は徴収すると。それと30万円の補助金すべてを今年度の事業に活用するということになっております。来年度につきましては、県の夢チャレンジ支援事業等を活用して展開していきたいと考えております。

○4番（福本 悟君） 最後の質問になります。

課長に、この補助金ですけれども、町全体の今回の補正予算を見て、優先順位といいですか、緊急性を見て、当初予算では間に合わなく、どうしても今回ということで、そういう課長は認識でいいですか。緊急性とか、いろいろな優先順位とかありますので、いろいろ全体を見て、先ほど言いましたように、交通安全対策が令和元年5月の申請が今で、そのことを見ますとどうかなということを思いますけれども、課長としては、どうしても今回12月に補正を上げなければ間に合わないということで理解していいですか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

先ほど申し上げましたように、協議会が立ち上がりまして、今年、来年収穫の麦の作付も確定、それと、早速県の事業を活用して、夢チャレンジ等を活用して来年度の展開を行うという形になりますが、申請が4月、5月という形になれば、現時点で体制を整えておく必要があるということで、優先順位を上げまして今回の補正に上げております。

○10番（田上 忍君） 今のに継続してデュラム小麦について質問します。このデュラム小麦

に対する期待するものというのは何ですか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

先ほども答弁しましたが、なかなか気候的に合わず、なかなか栽培も難しいと。全国的に数量もないという品物ではございますが、これまでの2年間の中で実績ができ、小麦も収穫できております。その中で、これまで類を見ない、例えばこれまで事業を展開する中で、生産者主体の団体ということで行っておりました。今回は、これをこういったものをすべて見直しまして、生産者、事業者、関係団体が1つになった協議会を設立しまして、互いに率直な意見または協議ができる場ということで、協議会を設立しております。

議員御指摘のとおり、今回は大丈夫ですかという御質問になるかと思いますが、特産化を必ずなしとげることができますという保証はできません。しかしながら、全国的にまれを見ない取り組みということでやっていきたいと思っているところです。

○10番（田上 忍君） 先にいろいろ言われたんですが、私が本当に聞きたかったところは、日本でも珍しい農作物だということは、どこにもない、ということは、最終的に御船町の特産物ということにつなげていきたいと思われているのでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

まずは産地化、それと収穫された小麦を使った特産品の両立でいきたいと考えております。

○10番（田上 忍君） 今までいろいろ御船町の新しい特産物ということで、開発とか、農作物の作成とかやられていると思います。デトレタのアイスもありますが、なかなか認知度がまだ低いと思っております。このデュラム小麦についても、そういう情報発信とか宣伝とか、そういうのは町も一緒になってやっていくのですか

○農業振興課長（井上辰弥君） 一応、協議会の中に町も入っております。町としましても全面的なバックアップをしていきたいと考えているところです。それと、先ほど議員からデトレタアイスになりますけれども、こちらにつきましては、御報告ということで、ふるさと納税2万2,500円の返礼品ということで、11月30日に登録されております。それから現在までに2件の寄附がっておりますので、5万円相当の短期間でありましたけれども、成果が出ているということです。

○10番（田上 忍君） デュラム小麦については、わかりました。

続いて、予算説明書の2ページになりますが、庁舎の外壁落下ということで、予算が出

ております。これはどのあたりが危ないんですか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

庁舎につきましては、平成30年度に庁舎個別計画というのを策定しております。その中で、庁舎の外壁の安全性ということにつきましては、4段階A、B、C、Dとありまして、今現在C段階ということで、悪いほうから2番目という結果が出ております。内容としては外壁が劣化しており、修繕等の対応が必要ということで診断結果が出ております。

それで、2023年度に大規模改修を計画しておりましたが、今回南側3階の外壁のタイルの1カ所が新たに剥落をしたというのを発見いたしました。その補修のため調査を行ったところ外壁に2センチ程度の浮きが見られるということで、落下の危険があることから、南側3階の剥離箇所については、令和2年度で補修工事を行うということにしております。そのほかにも目視による剥落箇所が3カ所ほど、また亀裂が3カ所ほどとか見られております。それで今回庁舎には来庁者、職員と多数の方が来られるということもあり、下は通路でもありますので、緊急性があると判断し、今回12月補正により劣化調査、それと改修のための設計ということで、今回補正予算として、緊急性があるということで、計上しております。

○10番（田上 忍君） 緊急性があるのは理解できました。現在、そこを通行して問題はないんですか。何か危険性があるんだったら、何かそういう対策とか、必要だと思うんですが、いかがですか。

○総務課長（藤野浩之君） 今応急の処置はやっております。それで令和2年度中に一部の補修工事は行おうという計画をしております。

○10番（田上 忍君） それはさっきの答弁で理解しています。だから、今通行して危なくないかということだけです。

○総務課長（藤野浩之君） 今のところは大丈夫となっております。その調査を行って改修を行うということになりますので、現在は目視した限りでは大丈夫というところで、落ちたところについては補修をやりますけれども、またあとは、皆さんに注意するとかいう形での周知をしていきたいと思っております。

○10番（田上 忍君） もし何か通行してけがでもしたら、町が何か補償をしてくれるということですね。

次、5ページになりますが、先ほど福本議員からもありました、このガードレール新設

というところですが、今回は地区から要望があったから、こうやって補正予算を出したということですが、このほかには要望とかは上がってないのですか。

○総務課長（藤野浩之君） ガードレールについても、要望が上がっておりますので、これはもう計画的に予算化して実施していくということにしております。

○10番（田上 忍君） はい、わかりました。安全性を見ながら、優先度をつけながらも構いませんので順次やってほしいと思います。でも、危険箇所については早急にやってほしいと思いますから、そのように期待しております。

続いて、あと37ページ以降に小学校の電気料が出ているんですけども、夏休みに通学しなければいけなくなったということですが、でもその前に休校とかそういうのがあっていて、年間トータル的に見れば変わらないんじゃないかと簡単に思ったんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○学校教育課長（西本和美君） 昨年すべての小中学校にエアコンが入りまして、電力が高圧電力に切り替わっております。計算の方法が最高出力に応じて、基本額が変わるという計算方法が変わっておりまして、最高出力が1キロワット上がると1キロワットで2,046円値上がりするという状況があります。今年は昨年に比べて猛暑であり、しかもコロナウイルス対策のため窓を開けなければいけないという状況だったために、この最高出力が予定よりもかなり多く出ている学校があります。ただ、最高出力ですので、2時間置きにスイッチを入れるとか、電源を入れる時期等を調整して何とか乗り越えた学校もありますが、まだ昨年から切り替わったもので、その辺がうまく対応できていなかった学校について、特に大幅な補正となっております。

○10番（田上 忍君） はい、わかりました。コロナの影響はかなり影響しているということですね。

最後になりますが、説明書の8ページ、この還付金とあるんですが、この説明をお願いします。

○税務課徴収係長（村本 陽君） 田上議員の質問にお答えいたします。

この還付金というのは、既に納付された納税義務者の方が修正申告等を行った後に、更正が行われ税額が減じられた分の還付するための対応分の予算になります。

○10番（田上 忍君） これについては、今回コロナとかもありまして、そういうことで増えているということなののでしょうか。例年と比べたらどうなのでしょう。

○税務課徴収係長（村本 陽君） 例年よりもコロナ関係が影響しているかという質疑に対してですけれども、熊本地震以降還付というのが1,000万円クラスで毎年支出をしております。今回はそれも含めてコロナで法人あたりの収益が落ちて、予定納付をしていた法人税の所得割等の還付とかも増えておりますので、少なからずコロナの影響はあると考えております。

○6番（増田安至君） 歳出予算説明書の4ページです。地域おこし協力隊、今現在何名いらっしゃるんですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。令和元年度末でよろしいでしょうか。

令和元年度末で10名の地域おこし協力隊を雇用しております。

○6番（増田安至君） この100万円というのが隊員1名から起業するとの申出によるものという表現で書いてあるんですけど、この10名の方それぞれが起業したいともし言ったときに、10人分の準備があるのか、それともたまたまこれなのか、その辺の財源の説明をお願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 今回、5月に地域おこし協力隊が1名、3年間の雇用が終了します。その方が、御船町に今いらっしゃいますけど、住民票をそのまま、新しく自分で企業を立ち上げるという方に対して、今回この支援事業として100万円の補償をされる、補償ができるということです。10名の方は一応3年間は御船町で地域おこし協力隊として雇用します。その3年後に新しく御船に企業を起こされた方に対して、1人当たり100万円が限度ということになっております。

○6番（増田安至君） 一応今後も慣例として続いていくかもしれないと、3年以上続いた人は、そこだけ。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 地域おこし協力隊は3年を過ぎた方が、3年後に新しく企業を立ち上げた場合、100万円ということで、今後これもずっと続いていく可能性があります。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○11番（藤川博和君） 歳出説明書の7ページです。ここに竹バイオマスの裁判費用が書かれておりますけど、これはもう最終的な、今回で最終だと思いますけれども、今までかかった裁判費用は総額幾らぐらいになりますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今回予算計上しました440万円、これは成功報酬ということになります。今までに竹バ

イオマスに関する、要した経費につきましては、住民訴訟と損害賠償請求訴訟の総額で2,937万652円となります。主に一番と控訴審の裁判費用と弁護士への成功報酬合わせまして、この440万円も合わせまして約2,900万円となっています。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（井藤はづき君） 何点かお尋ねします。歳出予算説明書の18ページです。こちらにリモート子育て相談支援とありますけれども、この説明をお願いします。

○子ども未来課長（田中智徳君） お答えします。

これは、ふれあい館で子ども子育て支援事業3種類委託でやっているんですけども、その中で相談業務があります。この相談業務について、今回はコロナ関係なんですけれども、相談関係の強化事業ということで、補助が新設されました。これがこちらに書いてある、上限50万円という補助金が出るんですけども、負担が国・県・町3分の1ずつあります。この50万円をもってタブレット端末を買っていただくことになっているんですけども、この買った分をこれからいろいろ悩んでいる子育て世帯に貸し出しをします。貸し出しをした上で、コロナ拡大防止で安心して家庭で相談をしていただくということでの補助活用ということになります。

○2番（井藤はづき君） リモートでの相談支援ができるように、タブレットを貸し出すということでしょうか。

○子ども未来課長（田中智徳君） 議員おっしゃるとおりです。一番は感染拡大予防です、こちらをまず第一にということで、家庭で安心して。あとは電話等もありますけれども、顔を見ながら確認しながらというのが一番というところで、今回のお話になりました。

○2番（井藤はづき君） こちらの予算は、すべてタブレットを購入する予算ということになるのか、それともその周りの設備も含まれているのかと、タブレットは何台ほど整備される予定なのか、お伺いします。

○子ども未来課長（田中智徳君） お答えします。

これはすべてタブレット購入というところで、あとこちらは補助金として子育て談話室、柴田先生のところに補助として出しますので、あとは柴田先生のところで購入先を決めていただいて、金額によって台数は決まってくると思います。

○2番（井藤はづき君） はい、わかりました。続きまして、歳出予算説明書24ページです。こちらに豚コレラの柵の補助金が出ていましたけれども、こちらの説明をお願いします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

こちらは、今年3月30日付けで陳情書が上がっていました豚コレラの感染防止対策に伴う事業ということで、こちらにつきましては、地元3戸の養豚事業体から事業申請が来ておまして、事業完了に伴う補助金の交付に伴います補正ということになっております。全体事業費につきましては、3戸で1,377万3,793円となっております。補助率につきましては、国50%、県33%、町は残り17%の9割を補助いたします。養豚経営者の方々につきましては、17%の1割ということで、1.7%の負担となっております。今回の補正につきまして、今回の補正額329万5,000円につきましては、町補助金を予算計上しております。

○2番（井藤はづき君） はい、わかりました。続きまして31ページです。こちらはレシートラリーとありますけれども、こちらの具体的な内容を説明をお願いします。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えいたします。

この事業につきましては、コストコに買い物に来られるお客様を、町内に回遊してもらうことを目的に行うキャンペーン事業になります。内容としましては、コストコのレシートと町内飲食や恐竜博物館などのレシートを、はがきもしくはSNS等に張り付けて応募していただいた上で、その中から抽選で御船町の特産品または農産物、観光施設の優待券などをプレゼントするものを想定しています。

また、キャンペーン期間については、オープンに合わせますので、令和3年4月のオープンから約2カ月から3カ月間をめどに実施する予定としています。

また、令和2年度中に広告宣伝、制作物などの納品を完了させまして、予算を令和3年度に繰り越して事業を実施するということとしております。

○2番（井藤はづき君） わかりました。こちらでコストコオープンに向けて、コストコに来られた方々を町内に誘導することができることを期待しております。

次にいきます。37ページから、先ほどエアコンの話も出ましたけれども、プログラミング教材とあります。こちらはこういったものなのか、まずお願いします。

○学校教育課長（西本和美君） 小学校6年生の理科で使うもので、単元としては、第6学年の後半ということで位置づけられているものです。内容としましては、プログラミングスイッチという形でスイッチ機能が内蔵されたものに、タグを付けることで、例えばスイッチのオン・オフが明るさによってついたり消えたり、対応によってついたり消えたりという仕組みが内蔵されたものを理科の実験で使うということで、今回購入する予定としてい

ます。教科書の中に位置づけられたものです。

○2番（井藤はづき君） そうしましたら、パソコンで何か使うものというのではなくて、理科の組み立ての部品のようなものかなと理解しましたけれども、こちらは高木小には出ていませんけれども、その理由もお願いします。

○学校教育課長（西本和美君） まず、先の理科の教材ではあるんですが、以前の議会でもお話ししましたように、プログラミングは教科としての位置づけがなく、理科の中でプログラミングの仕組みを伝えるための1つの教材として扱われます。なので、教材自体は理科で用いるプログラミングの思考を伝えるための教材ということになります。

高木小学校につきましては、既に購入をなさっております、学校からの希望が上がっていなかったということです。

○2番（井藤はづき君） わかりました。では次に38ページに、こちらに机・椅子の予算が上がっていますけれども、こちらは説明に複式学級増に伴い机・椅子が不足するためとあるんですけれども、これがよくわからなかったんですけれども、複式学級になったら、どうして机・椅子が不足するんですか。

○学校教育課長（西本和美君） 複式学級で学ぶ児童は、単学級で学ぶ時間も設けておりまして、その際は学習ルームに移動をして事業を受けます。そのときはそれぞれの学年で授業を受けることとなります。その学習ルーム用の机ということになります。

○議長（池田浩二君） お諮りします。ここで10分程度休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。これより、午前11時30分まで休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時21分 休憩

午後11時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

質疑はありませんか。

○3番（宮川一幸君） 今まで何回か出ましたが、歳出説明書の23ページのデュラム小麦の関係でお尋ねいたします。先ほど説明がありましたが、今年は1.2ヘクタールで大体3トンぐ

らしいの収穫がありましたという形で説明があったんですが、来年は3.5ヘクタールという形で、大体収量の、こういった形で計算してみますと、反当たり大体300キロぐらいしか今年はできてないと。生産ベースラインは大体どのくらいでお考えになっているのでしょうか。お伺いします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

今年度は、来年度の種子取りということで、若干収量が少なくなっておりますが、ベースとしましては、大体反400キロから500キロを考えております。

○3番（宮川一幸君） 400キロから500キロといいますと、もしちゃんとした収入として、結局生産をしていくという形になってくると、農家の収益というのは大体どのくらいを見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

現在まだ計画段階で、その収支の配分というまではいっておりませんが、採算ベースに乗れば、通常の麦の補助金プラスアルファの収穫が得られるというところで考えております。

○3番（宮川一幸君） 麦の生産だったら国の補助金も、たしか反当たり結構な金額があったと思います。そういった形で、確かにこういった形で産地化、特産地化は本当に必要なことだと思っております。議会としても議員としても応援していきたいと思っておりますが、一応今年の30万円補助金という形で今回補正が上がっておりますが、今年の22万5,000円の生産者あたりの生産に7万5,000円をとというのは、今年支払う分ですか。今年の実産に対しての補助金、生産の委託金という形になるんですか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

今年度、11月下旬に3戸の農家で約3.5ヘクタール植え付けできておりますので、その分に対する委託料という形になります。

○3番（宮川一幸君） では、今年度の作付分の補助金という形ですか、はい、わかりました。

来年度は夢チャレンジを活用して事業を展開していくという形で言われたんですが、来年度もこういった補助金等についてはお考えになっていらっしゃるのですか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

一応、来年度当初予算にも予算計上させていただいておりますので、支援は続けていきたいと考えております。

○3番（宮川一幸君） 支援しながら、その夢チャレンジも活用しながらPRをしていただきたいと思います。これは結局今の課長の説明からしますと、結構いい小麦という形で、パスタとか、なかなか日本では栽培が難しいというような形で、やはり梅雨期が、ここ2年ぐらいは梅雨期も結構天気がよかったので収穫ができたかなと思います。もしこれが、梅雨が長引いた場合収穫ができないという形になってくるとなかなか難しいところもありますので、特に麦は天候に左右されますので栽培が難しいと思いますが、参加農家の方の指導をしていただきながら、日本唯一のデュラム小麦国産地域という形で御船町を全国にPRできるような形で、今後も町として応援していただければいいかと思います。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（岩永宏介君） 予算説明書の歳出です。その25ページ、この7節、説明の101に報償金というのがありますが、南田代第1区での作業受け入れが可能になったため、広域農道樹木及び竹伐採に伴う作業員報償金の説明をお願いしたいと思います。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

こちらにつきましては、広域農道マミコウ道路の南田代1区の圃場整備の記念碑から、御船方面へ約1キロの区間で、交通密集を来すということで、恐れがある樹木、竹伐採作業を地元の方にお願ひしましたところ受けていただいたということで、3名分の8,000円、2万4,000円を計上しております。

○8番（岩永宏介君） ここの箇所、今言われたところばかりではなくて、非常にこのマミコウロードについては、そういう倒れたり倒れなかった木とか多いわけですが、大体こういう形で今から進めていかれるのですか。これがそういうふうには、例えばモデルとなって広げていくという、そういう考えなのか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

現在のところ、倒木につきましては地元の方、またはうちの職員等で行っております。それと、シルバー人材センターに委託してお願いしておりますが、予算計上をする中で、どうしても職員、地元ではできないというところも多々出てきております。ですので予算計上ということで、3カ年計画ぐらいでの伐採を計画したところで、当初予算に計上したいと考えております。

○8番（岩永宏介君） そうしたら、その下の修繕費のところですが、ここも南田代第1区、通行に支障を来すためと、これの説明と、もう1つ、一番下のところ。18、301、この

2つの説明をお願いします。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

こちらにつきましても、マミコウ道路になりますけれども、マミコウ道路の古閑原交差点、ちょうど四つ角がございますが、そこから田代方面へ約1キロ行った地点で、ちょうど右に曲がって、上って、ちょうど下りてくるところなんですけれども、そちらが熊本地震の後、大型車両の通行によりまして、路肩の劣化と豪雨時に水がたまるということが発生しております。危険性も非常に高いことから、早急の修繕が必要であるということで、予算計上しております。

それと、もう1点の土地改良区事業補助金30万円、こちらにつきましては、町単独の土地改良区の補助金になります。こちらにつきましては、御船中央土地改良区から土地改事業の補助金の申請がっております。内容につきましては、老朽化により開閉に支障を来す、若宮堰の土砂吐ゲートのソーラー式バッテリー4個の交換に係る補助がっております。事業費が約70万円であります。町の補助上限額30万円を補助するというので予算計上しております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（福永 啓君） 何点か質問いたします。

まず、歳出説明書の4ページ、先ほど増田議員からも質問がありましたが、地域おこし協力隊起業支援金です。地域おこし協力隊の方が、先ほどの説明では3年間こちらで地域貢献活動に従事していただき、その方が御船町で新たに起業をするときの支援金というお話をお伺いいたしました。地域おこし協力隊の方は3年間、こっちで地域協力活動をしていただいて、それだけでも非常に御船町のお金を使わずにやって大変ありがたい制度、大変いい制度だと思うんですが、それに加えてまた御船町で起業していただくというので100万円と。この100万円の原資というのは、これはどこから来ているのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

歳入予算説明書の1ページを御覧いただいてよろしいでしょうか。ここの一番上に特別交付税とあります。先ほど言いました歳出で100万円支出しております。その原資としましては、特別交付税として地域おこし協力隊に係る措置分ということで、これは100万円が限度です。歳出で100万円、歳入で100万円、100%の補助金が来ています。これは国の施策ですので、今後、今からもずっと続けていくものと考えています。

町としましても、地域おこし協力隊の方には3年後に、これをいろいろ活用していただきたいと考えています。

○9番（福永 啓君） としますと、3年間の活動費及びそこに係る住居費、その他も特別交付税で出ていたわけです。そしてその後も、今回このように100万円国からの特別交付税が出ると。これは本当に町にとって助かる制度なんです。さらにインセンティブを付けて、さらに3年後の移住・定住を図るために、この100万円は、これはあくまでも国の特別交付金になると思います。町としても、何かもうちょっと定住を図るためにインセンティブを付けて起業支援、そういうあたりの考え等はございませんか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 今回しましたこの100万円というのは、国の施策に基づいて町が予算を付けて支援するものです。これ以外に町の単独と、独自としまして付けるという質問だったと思います。それは今後検討させていただきたいと思います。

○9番（福永 啓君） それは費用対効果は高いと思うんです。こちらに住み続けようというインセンティブにもなりますし、起業していただくということは、ここで経済活動を行っていただくということですので、町にとってプラスに働いてくると思います。これは、ぜひそのように移住・定住、起業促進のためにも積極的な検討をお願いいたします。

6ページ、光ファイバーに対する繰出金ですが、これは工事件数、ここには引込工事委託料等と書いてありますけど、何件の工事が増えたからと、何件の工事に対してこの料金なんでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） 引込工事については70件の増というところで計上しております。

○9番（福永 啓君） すみません、70件ですから、1件当たりになると大体平均何万円に、電卓持っていないんですが、473万6,000円を70件で割ったら、1件当たり大体どれぐらいになりますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

設計委託と工事費ということになります。事前調査費が1件当たり4万円ほどあります。それと工事費が大体平均で12万8,700円ということになります。

○9番（福永 啓君） わかりました。以前と変わってないということですね。これに対するものは次回一般質問で行いたいと思います。

次、7ページ、先ほども質問がございました、竹バイオマスの住民訴訟の弁護士費用です、440万円。これは幾らの債権が御船に出たのに対して440万円になったのでしょうか。

金額的に、この金額というのは妥当なのでしょうか。低いのでしょうか、高いのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

この440万円です。経済的利益の価格としましては9,279万3,000円ということになります。実際、これを契約弁護士としています。それに基づいて試算したところ大体700万円ぐらいになります。それを弁護士と協議をしまして、弁護士から440万円という提示がありましたので、それに基づいて今回支払うということになります。

○9番（福永 啓君） 弁護士からも大分まけてもらったということですね。住民訴訟のときも弁護士から大変まけてもらったですもんね。

次です。9ページです。金額は少ないんですがわからなかったので御説明お願いします。住民異動届の変更に伴うシステム改修と書いてありますけど、何が、住民異動届の方式とか方法とか、書くところがどうのこうのとか、そういう変更があったんでしょうか。

○町民保険課長（宮崎尚文君） お答えします。

住民異動届と申しまして、転入とか転出、転居の異動があったときに、各課を回っていただく調書、帳簿が出てきます。その帳簿に様式の変更となりますけれども、ひとり親医療の判定に必要なために、20歳を表示するというのを追加したための補正となっております。

○9番（福永 啓君） 一般的住民の方が窓口で転出・転入の届出をしますね。そのときの書式が変わったとか、何か方法が変わったとか、そういうことはないという理解でよろしいのでしょうか。

○町民保険課長（宮崎尚文君） 町民の方が各課を回られるときの手続のために、用紙を持って回る、その様式の変更ということになります。

○9番（福永 啓君） わかりました。今まで回っていた中の、項目が増えたり減ったりしているわけですね。はい、わかりました。

次31ページ、鶴野課長、コストコに合わせてするレシートラリーなんですけど、確認で質問したい。これは、コストコにいらっしゃったお客様を御船町の町内に回遊させるための施策ということで御説明がありました。ということは、このレシートラリーですね、コストコのレシートはマストで1枚必要、コストコで買った人に対して御船町の店で買ってくださいと、そしてプラス御船町のどこか、そういう募集したり何とかして、そして、そこ

を足してこっちに来て買い物をした場合は、ここはどこでもいいと、あとプラスはですね。プラスはどこでもよくて、コストコはこれがマスト、こっちはどこでもいいと。それがあると何かいいことがありますよと、そういう制度設計になっているという理解でよろしいでしょうか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えします。

通常、レシートラリーについては、町内の店舗や観光地などを組み合わせたものが多いということになりますけれども、今回の事業につきましては、限られた予算の中で最大限の効果を発揮するために、軸となる対象をコストコに限定するという事で、議員がおっしゃるようにコストコはマストになります。

○9番（福永 啓君） やはり施策の方向性がそうですから、そうでないと駄目だなというふうに御質問したんですが。このレシートラリーの方法なんですが、コストコのお客様をこちらに連れてくるわけですから、それはマストで構わないんです。あとのところなんですが、その選択方法ではいろいろなことができる。ほかのところでもいろいろなことをやっていらっしゃいます。しかもこれが本当にお得になると。例えば1,000円買っても1,000円分ぐらいの何かいいものが戻ってくるとか、そういうのがあれば本当にいらっしゃるんですよ、他町の例を見てみるとですね。これは、今回の形はどういうものが設定されるかわかりませんが、継続してそういうことを、いろいろな例えばコストコランチとか、ランチだけとか、そういう部門部門に対してもやっていらっしゃるところがあります。そのようにすれば、コストコのお客さんが利益目当てでいらっしゃることもありますので、この部分に関しては検討して、また新たにいろいろな施策を出していただければなと思います。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第67号、「令和2年度御船町一般会計補正予算（第11号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ここで午後1時まで休憩を取りたいと思います。御異議ありませんか。

[[異議なし]と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。午後1時まで休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時51分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第68号 令和2年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）  
について

○議長（池田浩二君） 日程第12、議案第68号、「令和2年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[[ありません]と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[[ありません]と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第68号、「令和2年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第69号 令和2年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について

○議長（池田浩二君） 日程第13、議案第69号、「令和2年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○2番（井藤はづき君） 歳出予算説明書の58ページに、介護予防支援プラン作成委託料とありますけれども、こちらの件数といいますか、額がここ最近の額の推移から見ても急に増えているような感じがするんですけども、これはやはりコロナの影響もあるのでしょうか。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

包括支援センターは支援1、2の認定者のケアプランの作成をしています。包括の職員がプランを作成しますが、一部を外部の委託介護事業所へ業務を委託しております。今年の介護予防支援プランの委託費が昨年より月平均の利用者数よりも増加しておりますので、増額を補正いたしました。理由としましては、調べたところ、今年の新規申請者は令和元年11月末で247人、令和2年の11月末現在で251人ですので明らかな増加は見られていませんが、この新規申請者の中に公民館等で実施している介護予防事業の教室の参加者が30名ほど含まれていました。長期間の外出の自粛や教室の中止などが影響しているものと思われます。

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第69号、「令和2年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第70号 令和2年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)  
について

○議長(池田浩二君) 日程第14、議案第70号、「令和2年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(池田浩二君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(池田浩二君) 討論なしと認めます。

これから、議案第70号、「令和2年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長(池田浩二君) 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第71号 令和2年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

○議長(池田浩二君) 日程第15、議案第71号、「令和2年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(池田浩二君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(池田浩二君) 討論なしと認めます。

これから、議案第71号、「令和2年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第72号 令和2年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算  
(第3号) について

○議長（池田浩二君） 日程第16、議案第72号、「令和2年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（福永 啓君） 一般会計でも聞きましたけれども、ここでは今現在の件数は何件になっていますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

12月1日現在でお答えいたします。2,427件であります。

○9番（福永 啓君） すごいですよね、2,427件ですか。前より大変増えてきて努力が伺えるんですが、一般的に考えれば増えましたと、そしたら収入増も必ずあるはずですが。今回のこの補正予算案で、やはり工事費等で補正を計上してあるわけなんですけど、その加入者増に伴う収入増を踏まえてでも、やはりこれだけ必要だという計算になっているということでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） これは引込工事に係る分ということで、これは必要な分であります。

○9番（福永 啓君） だから、結局加入者増でもやはりこれだけが必要になってしまうということで、当初1,650世帯が目標で、本当にここ数年皆さんの努力で2,400という、とても数が増えてまいりました。しかし、やはりこれだけの補正が必要になってくるということになってまいりますね。今後これに関しましては、進捗状況に関しましてはまた一般質問等でしていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第72号、「令和2年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第3号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 発議第3号 御船町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（池田浩二君） 日程第17、発議第3号、「御船町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

清水議会運営委員長、前へお願いします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

清水委員長、自席へどうぞ。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、発議第3号、「御船町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 陳情第5号 教職員定数の改善並びに義務教育及び新型コロナウイルス感染症  
対応に係る確実な財源保障等に関する意見書提出の要請について

○議長（池田浩二君） 日程第18、陳情第5号、「教職員定数の改善並びに義務教育及び新型コロナウイルス感染症対応に係る確実な財源保障等に関する意見書提出の要請について」を議題とします。

清水総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員会委員長（清水 侑君） 陳情第5号、教職員定数の改善並びに義務教育及び新型コロナウイルス感染症対応に係る確実な財源保障等に関する意見書提出の要請について。総務文教常任委員会委員長より報告をいたします。

陳情第5号について、令和2年10月22日、午後3時30分より委員会室において総務文教常任委員7名が出席し、審議を行いました。審議の中で、本陳情が御船町の教育現場に当てはまるか、との意見が多数あり、実際に教育長に御船町の現状について伺うこととし、この日の審議を終わりました。

令和2年11月20日、午後3時30分より委員会室にて、総務文教常任委員6名、教育委員会から本田教育長が出席し審議を行いました。本田教育長からは御船町の教育現場の現状並びに全国連合小学校長会、全国日本中学校長会、全国高等学校長協会、日本PTA全国協議会などからなる広域社団法人日本教育会が本陳情と同等の要望を国に提出している旨の説明を受けました。

審議の結果、昨年も同趣旨の陳情がなされており、採択となっているが、本年熊本県議会が国に対して既に同様の意見書を6月23日に提出していること。広域社団法人日本教育会が同陳情書の内容を含む6項目にわたる要望を7月27日に既に全国に提出していること。

以上のことから、御船町議会として重ねて要望は必要ないとの意見でまとめられました。このことから、陳情第5号、「教職員定数の改善並びに義務教育及び新型コロナウイルス感染症対応に係る確実な財源保障等に関する意見書提出の要請について」については、全会一致により不採択とすることに決しました。本会議においても、委員長報告のとおり御承認いただきますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（池田浩二君） 質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

清水委員長、自席へどうぞ。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第5号、「教職員定数の改善並びに義務教育及び新型コロナウイルス感染症対応に係る確実な財源保障等に関する意見書提出の要請について」を採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択です。本件は委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。よって、本件は委員長の報告どおり不採択と決定しました。

これで、令和2年度第10回御船町議会定例会12月会議の議事日程はすべて終了しました。お諮りします。

本定例会は、このあと再開する定例会まで休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これをもちまして、令和2年度第10回御船町議会定例会12月会議を終了します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時17分 休 会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員